

「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案に対する  
意見募集の結果について

平成 23 年 11 月 17 日  
社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 個人 2 者 6 件、法人 6 社 24 件

No	ご意見等	当協会の考え方
<b>【規則】</b>		
<b>交付目論見書の作成に関する規則第 3 条第 1 項第 1 号② ニ</b> <b>(本文中の記載事項及び記載順-通貨選択型投資信託等において記載すべき事項)</b>		
1	<p>通貨選択型投資信託のリスクの特徴として、有価証券部分の価格下落に加えて、通貨による下落が重畳的に影響を及ぼし、より急激な基準価額下落を引き起こす場合があることが挙げられると思います。かかる重畳的效果は、偶然下落が重なったという場合だけでなく、市場環境が一定の状況すなわち市場参加者がリスク回避的な傾向を強めた場合に見られるという特徴があるのではないかと思います。従いまして、より明確にこの点を文言において説明すべきではないかと思われ、たとえば、以下のような開示を行うことを標準とすべきではないでしょうか。場所的には、リスク・リターンを図示したイメージ図の下あるいは主な基準価額変動要因の欄に記載することが考えられます。</p> <p>「本ファンドが実質的な主要投資対象とする○○○○○の価格と各通貨クラスにおける通貨の為替レートは、市場環境によっては同時に変動する場合があります。その際には、○○○○○の価格と為替レートが同時に下落し、本ファンドの基準価額がより大幅に下落する可能性があります。市場の混乱や急激な変動、経済危機等により、市場参加者がリスク回避傾向を強めた場合等において、このような状況が生じる場合があります。」</p>	<p>貴重なご意見と考えますが、規則は最低限記載すべき事項について定めておりますので、原案の通りとさせていただきますが、各社で創意工夫して頂くことは問題ないと考えます。</p>
2	<p>イメージ図および文言でリスク開示を行うことは非常に有益と考えますが、投資家の方々が、通貨選択型投資信託に投資することによって、どの程度のリスクを取っているのかを理解することはそれほど容易ではないと思われま。そこで、投資家の方々により正確な理解をしていただくために、過去のインデックス等のデータをもとに、たとえば一定の期間における各月末から開始される 1 年間の最大下落率やボラティリティの標準偏差を示すことにより、また、通貨取引を付加することによりどの程度リスクが増大するのも適宜示しつつ、数値的にリスクの程度を把握いただくことが重要ではないかと思われ、いかがでしょうか。</p> <p>(その際には、当然のことながら、かかるデータは過去のものであり過去の最大下落率以内に収まる保証はない等の適切なディスクレー</p>	<p>ご提案の趣旨が必ずしも定かではありませんがご提案の趣旨が投資者の誤解を招くようなものでなければ、記載は妨げられないと考えます。規則は最低限記載すべき事項について定めておりますので、原案の通りとさせていただきます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	マーも必要になると考えます。）	
<b>交付目論見書の作成に関する規則第3条第2項 (通貨選択型投資信託等の定義)</b>		
3	<p>第3条2について「～通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託(投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益(為替ヘッジプレミアム及び為替差益)を追求する旨をファンドの特色等に明記している投資信託をいう。)及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する旨をファンドの特色等に明記している投資信託とする。」としてはいかがでしょうか。</p> <p>&lt;理由&gt; 案では「追求する」という部分について解釈の余地があると考えます。具体的には、オーソドックスな通貨選択型投資信託のように、投資方針としてヘッジプレミアムを追求することを明文化しているファンドに限定されるのか、或いは、ヘッジプレミアムを結果として得る可能性のあるファンドも含め幅広く捉えるのかという点です。</p> <p>この点については、以下のような理由から前者であるべきではないかと考えます。</p> <p>① ヘッジプレミアムを結果として得る可能性のある投資方針のファンドであっても、ヘッジプレミアムが主たる収益源ではないことからファンドの特色等における収益源の記載を原資産の収益と為替差益に留め、ヘッジプレミアムについて全く言及していない場合には、ヘッジプレミアムが収益源の要素となりうることやヘッジプレミアム・コストと短期金利の関係等の説明は必ずしも必要ではないと考えられること(当然ながら、デメリットであるヘッジコストについては為替リスクの説明等の中で言及することが前提)。</p> <p>② ヘッジプレミアムのパフォーマンスへの貢献が極めて限定的である投資方針のファンド等の場合にはヘッジプレミアムをイメージ図を用いて説明することで、収益源として誇張することになり、商品性の正しい理解を妨げる要因となる可能性があること。</p>	<p>ファンドの特色等への記載の有無に関らず、為替ヘッジプレミアムや為替差益を積極的に獲りにいくファンドを対象と考えております。</p> <p>なお、ファンドの特色等への記載の有無に関らず結果として為替ヘッジプレミアムや為替差益を得る可能性はあるが積極的に獲りにいくものではないファンドについては、対象外と考えており、「～を<u>追求する</u>投資信託」としております。</p>
4	<p>今後の商品の多様化を踏まえ、「通貨選択型投資信託等」にオーソドックスな「通貨選択型投資信託等」以外のファンドがどこまで含まれるのか判断が行いやすいよう、具体例を示すことはできないでしょうか。(仮に、上記の変更が可能であれば対応は不要と思われる)</p> <p>&lt;通貨選択型投資信託等に含まれるか判断が難しいファンドの例&gt;</p> <p>①外国債券に投資し、対円での為替ヘッジの割合を機動的に変更するファンド</p>	<p>必ずしもご意見の内容が明確ではありませんが、為替ヘッジプレミアムや為替差益を積極的に獲りにいくファンドを対象として考えております。</p> <p>なお、具体例を示すことに関しては、ファンドの商品性が多岐に渡ると考えられることから、難しいと判断しております。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>②A 通貨建て債券に投資し、B 通貨売り円買いのクロスヘッジを行い、B 通貨安 A 通貨高による為替差益を追求するファンド。</p> <p>③A 通貨建て債券と B 通貨建て債券を投資対象とし B 通貨のエクスポージャーは A 通貨でヘッジ (B 通貨売り A 通貨買い) を行い A 通貨のエクスポージャーを高位に保つファンド。</p> <p>④A 通貨建て債券に投資し、債券部分とは切り離して通貨の運用を行なうファンド。通貨部分は運用会社の判断に基づき一定の制約の中で売りと買いを組み合わせることで収益を追求する。</p> <p>※いずれも、ヘッジプレミアムを追求する投資方針ではないことが前提。</p>	
5	<p><b>【通貨選択型投資信託等の該当性について】</b></p> <p>通常、通貨選択型投資信託では、各通貨コースの組入資産の通貨ポジション全体に対して、常時、その各通貨コースの名称に表示されている通貨で為替ヘッジを行うというスキームを有している。</p> <p>(1) 規則第 3 条第 2 項の「単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託」とあるのは、単一の通貨コースの場合も、上記に則して、ヘッジについて、</p> <p>①組入資産の通貨ポジションと明瞭な関連性が認められること</p> <p>②組入資産の通貨ポジション全体に対して、恒常的に行われるものであること</p> <p>を該当性の判断基準としてよいか。</p> <p>(2) また、例えば、組入資産からの収益のほか、為替ヘッジプレミアム及び為替差益を追求する単一の投資信託であって、その時々々の為替動向により、都度、為替ヘッジプレミアム及び為替差益を追求するか否かを判断して行うものについては、これに該当しないと考えるよいか。</p> <p>(3) また、例えば、新興国債券に投資する単一の投資信託であって、そのポートフォリオの一部を、先進国通貨建てで発行される新興国債券に投資し、当該先進国通貨の売り、当該新興国通貨の買いを行うことで、実質的にポートフォリオ全体が現地通貨建て債券へ投資すると同等の効果を狙うものについては、これに該当しないと考えるよいか。</p>	<p>通貨選択型投資信託等は、為替ヘッジプレミアムや為替差益を積極的に獲りに行くファンドを対象としております。</p> <p>なお、ファンドの商品性は多岐に渡ると考えられることから、一様に該当性を判断することは難しいと考えております。</p>
<p><b>交付目論見書の作成に関する規則第 7 条第 2 項</b>  <b>(「投資リスク」の冒頭において記載すべき事項の記載方法)</b></p>		
6	<p>ただし書において、「～(略)～『投資リスク』の冒頭以外の事項に記載する文字より大きな文字で記載するか、これが困難な場合には、赤字や下線など目立つように工夫して記載するものとする。」とされている。この趣旨は、つまり、「目立つように工夫して記載」することに重きがあると考えられるところ、そうであるならば、「一義的には大きな文字、二義的には赤字や下線など」とではなく、「大きな文字あ</p>	<p>「目立つように記載」することが大前提にあることはご意見の通りですが、その中でも「大きな文字での記載」を強く求めており、それが難しい場合には「赤字や下線など」での記載との趣旨の規定であるため、原案の通りとさせていただきます。</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	るいは赤字や下線などで目立つように」と並列表記し、各社の事情や考えにより工夫の余地を与える記載とすることはどうか。	
<b>【細則】</b>		
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第3条第1号本文 (ファンドの特色として細則に規定する記載方法)</b>		
7	「～(略)～当該投資信託の商品性に合わせ掲載場所等を工夫して記載するものとする。」とあるが、書面の特定の箇所を「掲載場所等」と表現することに若干の違和感を感じる。そこで、「掲載場所等を」を削除しても文意は通じることから、当該表現を削除し、例えば、「～(略)～当該投資信託の商品性に合わせ工夫して記載するものとする。」とすることはどうか。	本規定は、各社で工夫して投資者に分かり易いように記載することを趣旨としておりますので、原案の通りとさせていただきます。
8	ヘッジという文言は、一般社会においては、リスクを回避するという意味で用いられていると思われませんが、通貨選択型投信の説明において使われているヘッジは、そのような意味で用いられていますか？ リスクを積極的にとりにいくという意味であるならば、専門家の世界でそのような意味で通用していたとしても、一般人の誤解を招くことにならないよう、別の適切な文言を用い説明を行うべきではないでしょうか。	<p>今般の改正はイメージ等を用いて総合的な面から、投資者に理解しやすいように記載すべく検討を行っております。</p> <p>なお、頂いたご意見につきましては貴重なご意見と考えますが、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
9	複雑な仕組みの商品には「そんなことだとは知らなかった」といったトラブルがつきものです。そうしたトラブルの発生を予防するためには、一般的な為替ヘッジ付きの投資信託との違いを強調する必要があると考えます。そのためには、例えば、イメージ図の下に、一般的な為替ヘッジ付きファンドのリスク・リターンの説明のイメージ図を併記する等の配慮をすることが望ましいと考えます。そうすることによって、投資家はどのリスクを追加的にとることによって追加リターンを狙うファンドであるかを認識できるのではないのでしょうか。	目論見書については投資者に理解しやすい目論見書とするという観点から、簡素化をするという趣旨があり、複雑な商品についての説明とでバランスを考え、必須事項と考えられるものについて規定しておりますので、原案の通りとさせていただきます。
10	細則の一部改正案(別紙3)において、「ヘッジ対象資産」、「為替ヘッジ取引」、「為替ヘッジプレミアム/コスト」という用語が使われていますが、「ヘッジ」という用語には、リスクを低減するというニュアンスが含まれると思われま。通貨選択型投資信託の場合には、逆にリスクを増大させる取引であるため、かかる用語の使用は避けるべきと考えますが、いかがでしょうか。	No.8をご覧ください。
11	細則第3条、4条に通貨選択型の投資信託等と分配金の支払いに関する記載例が示されているが、日本証券業協会がHPで公表している記載と少し異なっている。投資家や受益者の目に触れるものであり、混乱を避けるため、一つの記載にまとめるべきである。	考え方の趣旨は両協会とも同様であります。本会の規則では目論見書に記載する最低限の内容を規定しておりますので、原案の通りとさせていただきます。
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第3条第1号① (通貨選択型投資信託等の収益源の要素 イメージ図例)</b>		
12	「夫々の収益源の要素(例えば、「投資対象資	ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、

No	ご意見等	当協会の考え方
	産による収益」「為替ヘッジプレミアムによる収益」「為替変動による収益」等)を交付目論見書本文で文章や図を用いて説明した上で」とあるが、②の規定による「収益の源泉である(3つの)要素」とは別に当該①において「収益源の(3つの)要素」を「文章や図を用いて説明」しなくてはならないということか。 また、記載箇所は「ファンドの目的・特色」中であることは明確かと思われるが、「目論見書本文で」とあるのは何か留意すべき点があるということか。	②に規定する内容の前提として本文中で各項目の説明を記載するという趣旨から原案の規定としております。
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第3条第1号② (通貨選択型投資信託等の収益源別のリスク・リターンイメージ図例)</b>		
13	単純にどのようなリスクがあるかを示すだけでなく、それぞれがどういったリスクか理解できる表記がよい。各リスク・リターン期待度の一般的な図を入れてはどうか。通貨選択型であれば、該当通貨の為替変動図があるとよい(どれだけ動くのとどれだけ損をするか。)	ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、ファンドのリスク・リターンは為替のみではなく組入れ資産の内容を総合的に判断して算出するものであり、定量的に記載することは困難であると考えます。
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第4条本文 (追加的情報として細則に規定する記載方法)</b>		
14	「原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。」とあるが、「交付目論見書の作成に関する規則」の「第4条(追加的情報)第6号」ではなく「第3条(本文中の記載事項及び記載順)第1号②ホ」に、『続けて記載する』旨を明記すべきではないか。	追加的記載事項とすることで掲載場所について、見開きにする等といった創意工夫を行うことができると考えられることから、原案の通りとさせていただきます。
15	「原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。」とあるが、「分配方針」と当該留意事項の間に「ファンドの仕組み」または「主な投資制限」等の挿入もしくは改頁は許容されないとの理解でよいか。	原則続けて記載することと規定しておりますが、改頁についてはまでは規定しておりません。
16	「原則「ファンドの目的・特色」の分配方針の箇所に続けて記載するものとする。」とあるが、この度の対象ファンド以外のファンド(3ヵ月以上の間隔を空けて決算を行うファンド)に当該留意事項を記載する場合も「続けて記載」することを留意すべきか。	規則は最低限の内容について規定しておりますので、対象外のファンドについては原則各社判断であると考えますが、統一した記載とすることで投資家の理解のしやすい記載となること等に、留意して頂くことが考えられます。
17	第4条のなお書き以降、「本号の対象となる投資信託は、公募追加型株式投資信託～(以下略)」とあるが、これは、規則第4条第6号に規定する毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託(決算頻度が毎月及び隔月のもの)が公募追加型株式投資信託である場合を指しているものと読み取ることができる。そうであるならば、規則細則間の参照形式ではなく、直接、規則にその旨を記載し、例えば、規則第4条第6号の記載を「公募追加型株式投資信託のうち毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託(決算頻度が毎月及び隔月のもの)は、次に掲げる～(以下略)」とすると、より簡潔で分かりやすいのではないか。	従前より規則第4条の例外事項についての規定は細則に定めておりますことから、同様の扱いとし、原案の通りとさせていただきます。
18	このイメージ図は、一般人の目には、資産に穴	「分配金の支払われた分だけ基準価額が下落す

No	ご意見等	当協会の考え方
	<p>があいたように見えませんか。分配金がファンド資産から支払われることを示したいのであれば、分配金の支払い前と後の純資産額の変化を棒グラフで示す方法の方が誤解が生じないように思います。また、ここで大切なのは、分配金が支払われた分だけ基準価額が下がるということをしっかりと投資家に認識させることだと思いますが、そのためには、交付目論見書のファンドの実績の頁の基準価額の推移のグラフを投資家に確認することを求めるとともに、分配金の支払いによって基準価額が下がったことの説明が必要と思われます。実績のないファンドについては、分配金落ちについて認識できるよう、別途説明が必要のように思われます。</p>	<p>る」点については、実績の有無に関らず全社統一的に記載すべき事項として、細則4条①に「例えば・・・旨を記載した上で」と定めております。</p> <p>その他の貴重なご指摘については今後の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第4条① (分配金が支払われるイメージの記載方法)</b></p>		
19	<p>「①分配金が支払われるイメージの記載方法」「②分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法」「③分配金が一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法」とあるが、それぞれ「①分配金が支払われる旨の記載方法」「②分配金が収益を超えて支払われる旨の記載方法」「③分配金が一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する旨の記載方法」が適切ではないか。</p>	<p>分配金の支払いについて、①②③にてそのイメージを併せて記載することを規定しておりますので原案の通りとさせていただきます。</p> <p>なお、目論見書中の表題については商品内容に則した表記にすることが可能であると考えております。</p>
20	<p>文章および図例において、分配金は投資信託の「資産」もしくは「信託財産」から支払われると記載した方が、より実体に即して分かりやすいのではないのでしょうか？</p> <p>分配金について、信託財産の計理の面から説明しようとする、「分配金は純資産から支払われる」という表記では説明が難しくなると思われます。</p> <p>実際には、分配金が信託財産から支払われることで純資産が減少し、結果その分配金の額に相当する部分、基準価額が下がります。</p> <p>よって、「資産」もしくは「信託財産」という表記がより分かりやすいと考えます。</p>	<p>「資産」もしくは「信託財産」から支払われると記載しても差し支えありませんが、目論見書の記載内容としては投資者の理解のしやすさの面を考慮し、「純資産」としておりますので原案の通りとさせていただきます。</p>
<p><b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第4条② (分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法)</b></p>		
21	<p>以下の要因のため、イメージ図例の縦軸の比率や高さを変更することは許容されるか。また、具体的な数値を変更すること及び棒グラフの下の方に波線を追加することは問題ないか。</p> <p>1.右2つの棒グラフのみ、他の棒グラフとスケールが異なっている(他の棒グラフは白い部分が1万円である)。</p> <p>2.右から2つ目の棒グラフの「20円」と「80円」のスケールが同一に見える。</p>	<p>本イメージ図は「一般的な例」であり、投資者に誤認を生じさせる可能性のない範囲での記載の工夫は可能と考えます。</p>
22	<p>イメージ図の下に「※上記はイメージであり、～(以下略)」とあるが、そのすぐ下の「(記載上の留意事項)3.」では、「イメージ図については、『上記はイメージ図であり、実際の分配</p>	<p>本イメージ図は「例」であるため、タイトルの表記を「イメージ図例」としております。</p> <p>また、本細則に定める図を統一して「イメージ図」と表記としております。ご指摘の記載上の「イ</p>

No	ご意見等	当協会の考え方
	金額や～（以下略）』とある。表現を統一した方がよいのではないかとある（また、当該イメージ図のタイトルにもイメージ図例とある）。	イメージ図」内の※書きは、投資者に対する説明としての文言であるので、原案の通りとさせていただきます。なお、ご指摘の表現の統一という点で「(記載上の留意事項) 3.」における『上記はイメージであり、実際の分配金額や～（以下略）』旨に例にあわせた表現に修正します。
23	第4条②の「分配金が収益を超えて支払われるイメージの記載方法」に掲げられている「計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ図例（前期決算日から基準価額が下落した場合）」において、分配後の基準価額が前期決算日の基準価額を下回るだけでなく、当初元本（1万円）をも下回るイメージ図を標準的な例としたほうが、投資家に対してより注意喚起となるのではないのでしょうか。	No.21 をご覧ください。
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第4条③  (分配金が一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法)</b>		
24	普通分配金だけの表記も加えてはどうか。	普通分配金のみ表記については一般的なパターンであると考えます。規則は最低限記載する事項を定めておりますので必須としておりませんが、これ以上の記載を妨げるものではありません。
25	7月発出の記載例では「分配金」、「支払後」及び「基準価額」の行間が同じに見えるため「分配金支払後基準価額」と一つの文言として読めるが、細則案では「分配金支払後」と「基準価額」の間が広がり、さらに「基準価額」と「個別元本」とが一つの文言としても見える。これら文言の関係性が明確になるような表示とした方が宜しいのではないかとある。 また、次の文言修正は許容されるか（その場合何か問題あるか）。 1. 「当初個別元本」→「分配前個別元本」（過去に特別分配が支払われたり追加購入した場合では、「当初」よりも適切と思われるため） 2. 「分配金支払後基準価額」→「分配後基準価額」（「計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合」の表記にあわせるため） 3. 「個別元本」→「(分配後個別元本)」（左側の表記を「分配前個別元本」にした場合、あわせるため）	←規則の趣旨としては、「分配金支払後基準価額」・「分配金支払後個別元本」と考えております。  ←本規定はイメージ図例でありますので、各社で工夫して投資者に分かり易いように記載することは可能と考えます。
26	「文章による説明として、たとえば、『受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、～（以下略）』とあるが、これは、表現を統一すると、「すべて」は「全部」とした方がよいのではないかとある。	ご指摘を踏まえ修正致します。
27	(注)等を「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」に記載した場合は、当該(注)等は不要となるとの理解で宜しいか。	ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、本規定で定める(注)等の記載は、「分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例」に対する注意書きであり、「普通分配金に対する課税については、交付目論見書の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」を参照する。」旨の記載を求めています。

No	ご意見等	当協会の考え方
		「分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージ図例」を「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」の項に記載する場合は、(注)等の記載は不要と考えます。
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第6条① (手続・手数料等の記載様式-お申込みメモ)</b>		
28	クローズド期間・大口解約にかかる制限のうちどちらか一方のみ該当事項がない場合にはどのような記載となるか(例えば「クローズド期間はありません。大口換金には制限を設けます。」のように併記となるか、またはその場合は「大口換金には制限を設けます。」のように該当事項のみの記載で良いか)。両方含め換金制限が全くない場合のみ該当事項がない旨等を表示するのか。	どちらか一方のみの場合には、該当する事項のみの記載となると考えます。 また、ご理解の通り該当事項がない旨等を記載するのは、両方を含め換金制限が全くない場合のみの記載となると考えます。
<b>交付目論見書の作成に関する規則に関する細則第6条② (手続・手数料等の記載様式-ファンドの費用・税金)</b>		
29	「購入時手数料」または「信託財産留保額」等を徴しないファンドの場合には、例えば「ありません」等の該当事項がない旨を記載することとなるが、その場合には「赤字や下線など目立つように工夫」は不要との理解で宜しいか。また②(ア)には「解約時の手数料」の規定が存在しないので、「解約時の手数料」は削除すべきではないか(なお、当該項目は該当事項がない場合には記載していない)。	←貴見の通りで差し支えありませんが、「赤字や下線など目立つように工夫」することを妨げるものではありません。 ←従前より細則には「解約時手数料」についての記載・項目は設けておりませんが、(ア)の項目は記載例であるので、「解約時手数料」を設けている場合には、項目を追加して記載して頂くこととなっております。なお、「解約時の手数料」の記載を他の部分と平仄を合わせ、「換金時の手数料」と修正させていただきます。
<b>【その他】</b>		
30	このたびの改正が提案されるに至った経緯は、日経新聞等によって報道されていますが、意見募集にあたっては、その経緯や趣旨・目的を協会の言葉で積極的に語っていただきかけたと思います。自主規制団体としての貴協会の果たされる役割に期待している者として、残念に思っております。	本会は投資者保護を図る観点から自主規制を定めており、今般の改正は金融庁の監督方針及び現下の状況等を踏まえ検討を行って参りました。 頂いたご意見は、貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。

\*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見を頂きありがとうございました。